日 本 機 械 輸 出 組 合 部 会 業 務 グ ル ー プ

2002 年通商法事前申告ファイナル・ルール概要 Section 343, Trade Act of 2002

1.概要

米国国土安全保障省税関・国境保護局 (Department of Homeland Security, Bureau of Customs and Border Protection)は、12月5日、米国の輸出・入について海上、航空、鉄道、トラック等全ての輸送モードを対象とする、2002年通商法セクション343事前申告ファ イナル・ルールを発表した。

- 発効日 (effective date): 2004年1月5日。
- 運用開始日 (Compliance date): 個々の輸送モード毎に定められる(表1参照)。
- AMSによる電子申告の義務付けが明確にされた。

2.プロポーズド・ルールからの主な変更点

- 航空貨物の事前申告要件に関連し、重量が16オンス以下の文書・手紙(flat documents and letters)については(貨物に対する)事前申告要件を全て適用することにはなら ない。文書・手紙に対する事前申告に関する取り扱いはファイナル・ルールに明記され ず、別途フェデラル・レジスターで提案される予定。
- 鉄道輸出に対する事前申告のタイムフレームは2時間に短縮。
- エア・ウェイビルにより移送される外交官・領事携行品(Diplomatic or Consulate Bag) は事前申告要件の対象となるが、その記述は"diplomatic pouch"でよい。

3.当組合提出のパブリック・コメントに対する見解

プロポーズド・ルールに対して 128 のパブリック・コメントが提出された。当組合では 以下の 3 点を論点とするコメントを提出したが、いずれもファイナル・ルールに採用され なかった。CBP の見解は以下の通り。

- (1)海上貨物についても到着前基準とすべき
 - 7 通のコメントが寄せられた。
 - 外国港での積込 24 時間前申告は、CSI (Container Security Initiative)と密接に 関係している。外国港におけるコンテナのプレスクリーニングを効果あるものに するためには、関連する貨物情報を外国港で積込む少なくとも 24 時間前に入手す ることが不可欠である。
- (2) バイヤーズ・コンソリデーションを認めるべき
 - シッパーと荷受人との関係を明らかにすることが、本規則の趣旨であるターゲティング目的に不可欠である。
 - 現在の AMS (Automated Manifest System)は、単一のハウス B/L から多数の荷 主 / 荷受人情報を処理する能力を持っていない。
- (3) C-TPAT 参加者にたいして優遇措置を設けるべき
 - C-TPAT 参加者に対しても、本事前申告要件を免除することもなく、バイヤーズ・ コンソリデーションを認めることもない。
 - C-TPAT 参加者は、ターゲティング・プロセスにおいてローリスクであると好意的 に看做され、通関は迅速に処理され、国境での検査回数は少なくなる。

日 本 機 械 輸 出 組 合 部 会 業 務 グ ル ー プ

輸送モード	輸入		輸出	運用開始日
船舶 (Vessel)	 外国港での積込 24 時間前 	•	貨物積込み港の出港の 24	輸入
	 AMS による申請 		時間前	12月5日から90日以内にヴ
		•	AES による申告	ェッセル AMS による自動化
				対応を行なう
				輸出
				AES のリデザイン・プロジ
				ェクトが進展するまで、現行
				の AES 輸出報告要件が暫定
				的に適用される
鉄道 (Rail Road)	 米国国境到着の2時間前 	•	列車に機関車が接続され	輸入
	• Rail AMS による申告		る 2 時間前 (Attachment	港(駅)においてレイル AMS
			of engine)	が運用可能となった後 90 日
		•	AES による申告	間
				輸出
				船舶に同じ
航空 (Air Carriers)	 赤道以北の米州国からの 	•	出発の2時間前申告	輸入
	輸出については、離陸時点	•	AES による申告	3月5日から。ただし、CBP
	(at Wheels up)			要員に必要な訓練が実施さ
	 それ以外の航空貨物は、米 			れるまで、CBPは特定の空
	国到着の4時間前申告			港について実施を遅らせる
	 Air AMS による申告 			こともある。また、承認され
				た EDI システムに対する基
				本的なプログラム修正が施
				されていない場合、発効日を
				遅らせることもある。 ^{会山}
				輸出 船舶に同じ
	 FAST 参加者:米国到着の 	-	ᇚᅝᄴᆦᇲᆈᆇᆂᇰᅧᄜᆂ	船舶に回し 輸入
自動車	 FASI 参加者:木国到者の 30 分前 	•	国境地点へ到着する 1 時 間前	¹¹¹¹ へ CBP が、官報フェデラルレ
	30 万前 • FAST 不参加:米国到着の			CBP か、 _{自報} ノェテラルレ ジスターで公式に、 承認され
	 FAS1 小参加. 米国到看の 1時間前 		AES による申告	シスターで公式に、承認され た EDI システムが設置され
日勤単 (Motor	1 时1月1			た EDI シスプムが設置され 且つ完全に運用が開始され
Carriers)				」 立つ元主に運用が開始され たと関係キャリアに通知し
				た日から90日間
				輸出
				∰山 船舶に同じ

表1.輸送モード毎の事前申告タイムフレームと運用開始日